平成２４年（フ）第１２８０号
大阪市東淀川区大桐１丁目４番９号
破産者　有限会社セットアッパー
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２９７号
大阪府枚方市茄子作３丁目２番10―105号
破産者　大阪イソップ有限会社
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３４５号
大阪府交野市倉治３丁目３番７号
破産者　ユニオン電子株式会社
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４８６号
大阪市大正区小林東１丁目１番17号
破産者　有限会社近畿製作所
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５０１号
大阪府寝屋川市黒原新町９番55号
破産者　株式会社エヌ・ジー・ケイ・エンジニア
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５２４号
大阪市旭区清水１丁目17番24号
破産者　ハヤシヤ装飾株式会社
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７１０号
堺市西区上野芝向ヶ丘町１丁23番１―415号
破産者　株式会社プリュス
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３８５号
神戸市灘区都通４丁目１番16号
破産者　株式会社内装屋エイ
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９９６号
神戸市灘区都通４丁目１番16号
破産者　株式会社内装屋ａシステムマネジメント
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８１６号
神戸市中央区中山手通２丁目４番15号ローレルトアスクエア201
破産者　株式会社ユニオン設計
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１００３号
広島市中区鉄砲町５番16号
破産者　株式会社リビング開発
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５７号
釧路市昭和南４丁目20番４号
破産者　釧路マリンフーズ株式会社
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第５９号
青森県八戸市大字是川字内野場１番地１
破産者　中水設備工業有限会社
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第６３号
山形県最上郡真室川町大字新町字塩野944番地の１
破産者　シンダイケン工機株式会社
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２４年（フ）第１２０号
群馬県前橋市本町１丁目15番６―903号　ポレスター前橋本町
破産者　木嶋　　明
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４５３号
東京都町田市三輪緑山１丁目８番地24
破産者　秋山　　勉
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２０４９号
横浜市南区南太田１丁目11番13号―108
破産者　有限会社阪本貴金属製作所
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９号
新潟市東区津島屋７丁目30番地
破産者　株式会社三昌堂
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４６０号
新潟市東区下山３丁目1406番地18
破産者　株式会社ウイングキッカワ
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９８号
愛知県一宮市新生４丁目４番７―101号
破産者　有限会社豊正商店
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第７５７号
滋賀県野洲市乙窪598―６
破産者　有限会社サンホーム近江
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３６８号
滋賀県草津市青地町344番地
破産者　株式会社大阪電子科学技術研究所
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部